北海道電力電気料金値上げに関する公聴会意見

2013.06.20

陳述人　熊木　大仁

経営悪化の原因を正しくとらえ、中長期的な判断により適正に対処し、現行の電気料金の仕組みの不平等を、同時に見直さなければならない。

1. 経営悪化の原因は原子力発電所にある

　火力燃料費の増加が原因ではなく、危険性により発電できない原子力発電所への膨大な投資・維持費の負担、および過度の節電要請による電気料金収入の大幅な減少が主因である。(注1)

　火力燃料費が増加しても、燃料費調整制度などによって利益がでるようになっている。

　圧倒的寡占状態にある独占企業が、ずさんな経営や経費を湯水のように浪費しても倒産せず、電気料金の値上げによって、かえって利益が上がるという恐ろしいシステムは終焉させねばならない。

1. 発送電分離を早急に進め、原子力発電所は国が買い取ること

電力会社は圧倒的寡占状態にあり、独占禁止法違反の状態にあるため、企業分割が必要である。

　原子力発電所を国が買い取るならば(注2)、経営が改善して電気料金値上げの必要は無くなる。

また、廃炉処理も国の責任(経費)で実施すべきである。

　発送電分離による「広域系統運用機関」は、公的な管理・運用を行うための新たな法律により、送・配電線路を道路と同様に、誰でも自由に利用できるようにする。

　また、その運用・管理は、公正・公平かつ情報公開による透明性を確保しなければならない。(注3)

　これによって、自家発電システムや地域分散型電源システムのコストが下がり、自然再生可能エネルギー産業は飛躍的に発展し、日本は新たな繁栄に向かうであろう(注4)。

1. 電気料金制度の不平等を是正し、電気の利用者の利益を守ること

大幅な原価割れで販売している深夜電気料金制度を是正して(ただし経過措置が必要)、一般家庭の電気料金を値下げすべきである。(注5)

北海道電力の宣伝では、昼間の電気料金の五分の一(現在は三分の一ぐらい)と説明するだけで、その算定根拠を公表しようとしないが、火力発電所の深夜の発電コスト(増分燃料費)は昼間と比較してもマイナス5～10%程度であって、深夜電気料金は著しく不公正である。(注6)

　原子力発電所を導入するために大量のCO2を放出する(電気を熱源として使用する)オール電化住宅を販売するのは、(CO2抑制政策に反する)著しい矛盾である。

　また、産業用電気料金については、政策的に一般家庭より安くしている。しかし、圧倒的寡占状態にあるため独占禁止法違反の状態であることを (自由化部門であっても制約があることを) 念頭において検討しなければならない。

　このほか、複雑で容易に比較検討出来ない電気料金制度を分かり易いものに改善すべきである。

　また、すべての電気料金メニューとその詳細な単価をホームページなどに公開すべきである。(注7)

1. 経営悪化の原因は原子力発電に起因する総合的コスト高も大きく影響している。

　　　原子力発電所緊急停止事故対策(運転予備力としての電源)・深夜の原子力余剰電力対策としての揚水発電所・北本連系線、および単機容量が大きいために必要な設備予備力(発電所の定期点検および事故停止に対する余裕)をコストに含めねばならない。

　　　北海道電力は深夜の原子力余剰電力対策であることを否定しているが、極端な原価割れ電気料金で販売してきた深夜電気料金、ドリームエイト(オール電化住宅などを含む)は、深夜に一日の最大電力が発生するほど大量で、経営を悪化させている。

　　　使用済み核燃料の処分・保管の膨大な費用にいたっては、コスト計算が不可能であり、後世の人々に対する重大な犯罪行為である。

1. 揚水発電所、北本連系線も含めること。

買取方法は交付国債などの方法がある。

1. 広域系統運用機関には、当面は各電力会社の中央給電指令所(地方給電所含む)のほか、特別高圧送電線路、高・低圧配電線路、電気料金徴収部門で構成する

発電所は切り離し、電気事業者として自由競争となる。

発送電分離が大停電の危険性を拡大するとの懸念は根拠がない。

発電事業者への電力料金支払いは、デカップリング方式を検討されたい。これは発電量と支払料金を切り離すもので、たとえば周波数調整発電所のように効率の悪い運転をせざるを得ない場合は、発電量に加算金をつけたり、予備力として停止することが多い発電所には固定的に料金を支払うなどである。

1. 現体制での電力会社の経営が成り立たなくなるのは必然である。
2. 一般家庭の電力需要パターンは事業用電力需要と比較すると非常に良く平準化しているため、地域分散型電源システムに接続できれば、設備利用率が高まり大幅なコストダウンが可能となる。
3. 原子力余剰電力の(経済融通電力メリット計算における)単価、1kwh 3円を念頭に置いた、灯油と競合可能な政策料金であることを公表すべきである。
4. 一部の電気料金単価がホームページに公開されていない。